

2022年8月5日

文学部の各入学者選抜試験を受験する予定の皆様へ

群馬県立女子大学
文 学 部

2023年度入学者選抜試験における不正行為に該当する行為及びその取扱いについて

本学が実施する、文学部での入学者選抜試験における不正行為及びその取扱いを次のとおりとします。

なお、今回公表する内容は現時点のものであり、今後、変更する可能性もありますので、本学からの発表にご注意願います。

○不正行為を行った場合の取扱いについて

不正行為を行った場合は、失格となり、試験の全ての成績について無効となります。

また、本学の当該年度全ての選抜試験を、受験することができなくなります。その場合、入学試験料は返還されません。

<筆記試験>

○次の行為を行うと不正行為となります。

- ① 志願票、写真票・受験票、解答用紙に故意に虚偽の記入（受験票・写真票に本人以外の写真を載せることや、解答用紙に本人以外の氏名・受験番号を記入することなど。）をすること。
- ② カンニング（試験の科目に関するメモやコピーなどを机上等に置いたり見たりすること、使用を許可されていない教科書、参考書、辞書等の書籍類の内容を見ること、他の受験者の答案等をみること、他の人から答えを教わることなど。）をすること。
- ③ 他の受験者に答えを教えたりカンニングの手助けをしたりすること。
- ④ 配布された問題冊子を、その試験時間が終了する前に、試験室から持ち出すこと。
- ⑤ 解答用紙を試験室から持ち出すこと。
- ⑥ 「解答はじめ」の指示の前に、問題冊子を開いたり解答を始めること。
- ⑦ 試験時間中に、使用を許可されていない補助具（定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む）、コンパス、電卓、そろばん、グラフ用紙等）を使用すること。
- ⑧ 試験時間中に、使用を許可されていない電子機器類（携帯電話、スマートフォン・パソコン、ウェアラブル端末、電子辞書、IC レコーダー、イヤホン等）を使用すること。

○次の行為を行うと不正行為となることがあります。

- ① 試験時間中に使用を許可されていない書籍類・補助具・電子機器類をかばん等にしまわ
ず、身に付けていたり、手にもっていること。
- ② 試験時間中に携帯電話や時計等の音（着信・アラーム・振動音など）を長時間鳴らすな
ど、試験の進行に影響を与えること。
- ③ 試験に関することについて、自身や他の受験者が有利になるよう虚偽の申し出をする
こと。
- ④ 解答冊子の見せ合い、話し合い、のぞき見等の疑いのある行為を行うこと。
- ⑤ 試験時間中に長い間、机の下に手を入れたり、服のポケット等に手を入れたりすること。
- ⑥ 試験場において他の受験者の迷惑となる行為をすること。
- ⑦ 試験場において監督の指示に従わないこと。
- ⑧ その他、試験の公平性を損なう恐れのある行為をすること。

<実技試験>

○次の行為を行うと不正行為となります。

- ① 志願票、写真票・受験票、解答用紙に故意に虚偽の記入（受験票・写真票に本人以外の
写真を載せることや、解答用紙に本人以外の氏名・受験番号を記入することなど。）を
すること。
- ② 使用を許可されていない教科書、参考書などの書籍類の内容を見ること、他の人から描
き方を教わることなどをすること。
- ③ 他の受験者に書き方を教えること。
- ④ 解答用紙（画用紙）を試験室から持ち出すこと。
- ⑤ 「はじめ」の指示の前に、書き始めること。
- ⑥ 試験時間中に、使用を許可されていない電子機器類（携帯電話、スマートフォン・パソ
コン、ウェアラブル端末、電子辞書、IC レコーダー、イヤホン等）を使用すること。

○次の行為を行うと不正行為となることがあります。

- ① 試験時間中に携帯電話や時計等の音（着信・アラーム・振動音など）を長時間鳴らすな
ど、試験の進行に影響を与えること。
- ② 試験場において他の受験者の迷惑となる行為をすること。
- ③ 試験場において監督の指示に従わないこと。
- ④ その他、試験の公平性を損なう恐れのある行為をすること。

<面接試験（対面型）>

○次の行為を行うと不正行為となります。

- ① 面接試験中に他の人と連絡をとりあうこと。
- ② 面接試験の録画・録音、又はそれをSNS等のインターネットへ掲載すること。

○次の行為を行うと不正行為となることがあります。

- ① 受験者控室又は面接室前で無用な会話をすること。
- ② 受験者控室又は面接室前で待ち時間に携帯電話等の通信機器を使用すること。
- ③ その他、試験の公平性を損なう恐れのある行為をすること。

<面接試験（オンライン型）>

○次の行為を行うと不正行為となります。

- ① 面接試験中に他の人と連絡をとりあうこと。
- ② 面接試験の録画・録音・これに類する行為、又はそれをSNS等のインターネットへ掲載すること。

○次の行為を行うと不正行為となることがあります。

- ① 面接試験中に使用を許可されていない書籍類・補助具電子機器類を、目の届くところに置いたり、身に付けていたり、手にもっていること。
- ② 面接試験中に許可なく画面共有機能や画面加工機能を使用すること。
- ③ その他、試験の公平性を損なう恐れのある行為をすること。